令和6年度 千葉海区漁業調整委員会委員の推薦及び募集に関する要領

千葉海区漁業調整委員会の委員の任期が令和7年3月31日をもって満了することに伴い、 漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第139条第1項の規定により、 次のとおり委員候補者を募集します。

1 募集人数及び内訳

(1)漁業者又は漁業従事者委員	(2)学識経験委員	(3)中立委員	合計
千葉海区に沿う市町村の区域内に	資源管理及び漁業経	海区漁業調整委員会	
住所又は事業所を有する漁業者又	営に関する学識経験	の所掌に属する事項	
は漁業従事者(1年に90日以上、	を有する者	に関し利害関係を有	
漁業を営み、又は漁業者のために		しない者	
水産動植物の採捕若しくは養殖に			
従事する者に限る。)			
1 2人	2人	1人	15人

[※]漁業者又は漁業従事者の要件を満たす者は、学識経験・中立委員ではなく、漁業者・漁業 従事者委員として選任します。

2 任期

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで(4年間)

3 身分

千葉県の特別職の非常勤職員

4 委員報酬

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例により支給

5 主な職務内容

海区漁業調整委員会は、漁業権に係る答申や漁業調整のための漁業者等に対する指示

など、その設置された海区における漁業に関する事項を処理します。

- (1) 知事からの諮問事項等を審議し、答申を行う。(資源管理方針・漁獲可能量の設定、 漁業権に関すること全般、知事許可漁業の制限措置・許可方針等)
- (2) 水産資源の繁殖保護や漁業調整のために必要な指示や裁定等を行う。(水産動植物の 採捕禁止等の委員会指示や入漁権の設定の裁定等)
- (3) 知事に対し水産資源の繁殖保護や漁業調整のために必要な意見を述べる。(委員会指示に従うべきことを命ずべき旨の申請等)

6 推薦を受ける者又は応募する者の資格

漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌する事項に関しその職務を適切に 行うことができる者で、次の各号のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 年齢満18年未満の者(令和7年4月1日時点)
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが なくなるまでの者
- (4) 千葉県議会の議員
- (5) 千葉県暴力団排除条例(平成23年千葉県条例第4号)第2条第1号から第3号まで の規定に該当する者

7 推薦及び応募に係る手続

所定の様式に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて、郵送又は持参により、千葉県 農林水産部水産局水産課へ提出してください。

また、委員選任案の同意を行う県議会又はその議員が推薦をすることは認められません。

- (1) 推薦書及び応募申込書
 - ア 個人が推薦する場合・・・・・・様式第1号
 - イ 団体が推薦する場合・・・・・・様式第2号
 - ウ 自ら応募する場合・・・・・・様式第3号
- (2) 添付書類

推薦を受ける者又は応募する者の住民票(本籍地の記載がある発行後3か月以内のもの)

(3) 様式の入手方法

千葉県ホームページからダウンロードできるほか、千葉県農林水産部水産局水産課 又は各水産事務所の窓口で配布します。

(4) 受付期間

令和6年8月5日(月曜日)から令和6年9月4日(水曜日)まで【必着】 ※持参の場合は、土日祝日を除く県庁開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで ※郵送の場合、締切日の消印有効

(5) 推薦及び応募に係る書類の提出先(問合せ先)

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県農林水産部水産局水産課 漁業調整班

電話 043-223-3042

8 推薦及び応募に関する情報の公表

法第139条第2項及び法施行規則第45条の規定により、受付期間の中間及び終了後に提出された推薦書及び応募申込書に記載されている情報(住所、生年月日、電話番号等を除く。)を千葉県のホームページで公表しますので、あらかじめご了承ください。

9 候補者の選定及び任命

知事は、提出された書類等により委員選任案を決定し、県議会の同意を得て任命します。 なお、候補者数が募集人数を超えた場合には、千葉海区漁業調整委員会委員選定会議(以 下「選定会議」という。)が選定基準に基づいて選定した結果を参考に、知事が委員選任案 を決定します。

10 その他

- (1) 推薦又は応募に係る書類は返却しませんので、ご了承ください。
- (2) 候補者数が募集人数に満たない場合には、受付期間を延長する場合があります。
- (3) 推薦書及び応募申込書に記載されている個人情報は適正に管理し、海区漁業調整委員会の委員の選任以外の目的には使用しません。
- (4) 選定会議の設置及び選定基準については知事が別に定めます。
- (5) 選定結果は、推薦者、被推薦者及び応募者に文書で通知します。

千葉海区漁業調整委員会委員候補者 推薦書 (個人推薦用)

年 月 日

千葉県知事 様

推薦者 (代表)

住 所

氏 名

電話番号

千葉海区漁業調整委員会委員候補者として、次の者を推薦します。

			□ 漁業者	ては漁業従事者委員
		委員の区分	□ 学識経	上 験委員
1 被推薦者(推薦を受ける	5者)		□ 中立委	溳
①氏 名		②住	所	
(ふりがな)				
③生年月日	④年 齢	5性	別	⑥職 業
	⑦経	歴		
年 月				
年 月				
年 月				
⑧漁業経営の状況	漁業の種類	漁業経	験年数	年間漁業従事日数
(漁業者又は漁業従事者委員の	•			
場合に記入)	•			
	•		年	日/年
⑨学識経験又は専門分野に関	関する実績など (学	識経験・中立委員	員の場合に記入)

2	推薦を受ける者の同意
2	推薦を受ける者の同意

私は下記の事項について同意します。

なお、私は千葉海区漁業調整委員会委員の推薦及び募集に関する要領6の規定による推薦を 受ける者の資格を満たしており、本推薦書に記載された内容については事実と相違ありません。

- (1) 千葉海区漁業調整委員会委員の候補者として推薦を受けること。
- (2) 漁業法第139条第2項及び漁業法施行規則第45条の規定により、この推薦に関する情報(住所、生年月日等を除く。)を公表すること。
- (3) 記載事項について、必要に応じて県が関係機関に照会すること。

年 月 日

氏名	(自署)		
八石	(日有)		

3 推薦者(推薦者代表を含む)

①氏名(自署)	②住 所	③職 業	④年齢	⑤性別
	⑥推薦の理由			

【備考】

推薦者に関する情報(住所及び電話番号を除く。)については漁業法第139条第2項及び漁業法施行規則第45条の規定により公表します。

千葉海区漁業調整委員会委員候補者 推薦書(団体推薦用)

年 月 日

千葉県知事 様

推薦者

住 所

名 称

電話番号

千葉海区漁業調整委員会委員候補者として、次の者を推薦します。

			□ 漁業者	行又は漁業従事者委員
		委員の区分	□ 学識紹	経験委員
1 被推薦者(推薦を受ける	5者)		□ 中立委	損
①氏 名		②住	所	
(ふりがな)				
③生年月日	④年 齢	5性	別	⑥職 業
	⑦経	歴		
年 月				
年 月				
年 月				
⑧漁業経営の状況	漁業の種類	漁業経	験年数	年間漁業従事日数
(漁業者又は漁業従事者委員の	•			
場合に記入)	•			
	•		年	日/年
⑨学識経験又は専門分野に関	- 関する実績など (学	識経験・中立委員	員の場合に記入)

2	推薦を受ける者の同意
2	推薦を支ける有の同思

私は下記の事項について同意します。

なお、私は千葉海区漁業調整委員会委員の推薦及び募集に関する要領6の規定による推薦を 受ける者の資格を満たしており、本推薦書に記載された内容については事実と相違ありません。

- (1) 千葉海区漁業調整委員会の委員の候補者として推薦を受けること。
- (2) 漁業法第139条第2項及び漁業法施行規則第45条の規定により、この推薦に関する情報(住所、生年月日等を除く。)を公表すること。
- (3) 記載事項について、必要に応じて県が関係機関に照会すること。

年 月 日

氏名(自署)

3 推薦者(推薦する団体)

①団体の名称	②所在地
③代表者の氏名	④団体の目的
⑤構成員の数	⑥構成員たる資格
⑦推薦	の理由

【備考】

推薦者に関する情報(住所及び電話番号を除く。)については漁業法第139条第2項及び漁業法施行規則第45条の規定により公表します。

千葉海区漁業調整委員会委員候補者 応募申込書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所氏 名電話番号

千葉海区漁業調整委員会委員候補者として、次のとおり応募します。

			□ 漁業者	ては漁業従事者委員
	-	委員の区分	□ 学識経	※ 験委員
			□ 中立委	溳
①氏 名		②住	所	
(ふりがな)				
③生年月日	④年 齢	⑤性	別	⑥職 業
	7経	歴		
年 月				
年月				
年 月				
⑧漁業経営の状況	漁業の種類	漁業経	験年数	年間漁業従事日数
(漁業者又は漁業従事者委員の	•			
場合に記入)	•			
	•		年	日/年
⑨学識経験又は専門分野に関	身する実績など (学識	経験・中立委員	員の場合に記入)

⑩応募の理由	

応募をする者の同意

私は下記の事項について同意します。

なお、私は千葉海区漁業調整委員会委員の推薦及び募集に関する要領6の規定による応募 する者の資格を満たしており、本申込書に記載された内容については事実と相違ありません。

- (1)漁業法第139条第2項及び漁業法施行規則第45条の規定により、この応募に関する情報(住所、生年月日、電話番号等を除く。)を公表すること。
- (2) 記載事項について、必要に応じて県が関係機関に照会すること。

年 月 日

氏名 (自署)